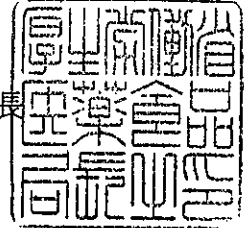


薬食発 0109 第 1 号
平成 25 年 1 月 9 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令（薬剤師法令関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬剤師の免許の申請等を行うに当たって必要となる書類については、「薬剤師法の施行について」（昭和 36 年 2 月 8 日付け薬発第 45 号厚生省薬務局長通達）により示してきたところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、外国人登録法（昭和 27 年法律 125 号）が廃止されたこと等を踏まえ、本日、公布及び施行された医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 2 号）により薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）の一部を改正し、日本国籍を有していない者が、免許の申請等を行うに当たって必要となる書類について、明確化することと併せ、日本国籍を有する者の薬剤師名簿の訂正の申請、免許証の書換え交付申請及び免許証の再交付申請の際に必要な書類について、明確化することとした。

この改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の内容
(1) 免許の申請



薬剤師法施行令（昭和 36 年政令 36 号）第 3 条の規定により、日本国籍を有していない者が、免許の申請書に添えなければならない書類は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

(2) 薬剤師名簿の訂正の申請

薬剤師法施行令第 5 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを、薬剤師法施行規則第 3 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

(3) 免許証の書換え交付申請

薬剤師法施行令第 8 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを薬剤師法施行規則第 5 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

(4) 免許証の再交付申請

薬剤師法施行令第 9 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）であることを薬剤師法施行規則第 6 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

第二 施行日

公布の日（平成 25 年 1 月 9 日）

第三 外国薬学校卒業業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて（平成 17 年 2 月 8 日付け薬食発第 0208001 号医薬食品局長通知）の一部改正別添「外国薬学校卒業業者等に対する薬剤師国家試験受験資格認定」中 2（4）を次のように改める。

（4）戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

医師法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表 (抄)

七 薬剤師法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第五号) (抄)

改正案	現行
<p>(免許の申請手続)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本 (出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する中長期在留者 (以下「中長期在留者」という。) 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成三年法律第七十一号) に定める特別永住者 (以下「特別永住者」という。)) にあつては住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。)</p> <p>とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。</p>	<p>(免許の申請手続)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本</p>

(傍線部分は改正部分)

二〇四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 (略)

4 (略)

二〇四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

(新設)

2 前項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中长期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り、) (出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。

3| (略)

4| (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2| (略)

3| (略)

○薬剤師免許関係各申請書類一覧

申請内容	改正前	改正後		
		日本国籍を有する者	外国籍の者(特別永住者・中長期在留者)	外国籍の者(短期在留者)
免許申請 (規則第1条)	○申請書(様式第1) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本(日本国籍を有しない者は外国人登録原票) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本 ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・住民票の写し ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面
名簿訂正 (規則第3条)	○申請書(様式第2) ・戸籍の謄本又は抄本(日本国籍を有しない者は外国人登録原票)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本	○申請書(様式第2) (添付書類) ・住民票の写し ・申請の事由を証する書類(※2)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) ・申請の事由を証する書類(※2)
書換交付申請 (規則第5条)	○申請書(様式第4)	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・戸籍の謄本又は抄本	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・住民票の写し ・申請の事由を証する書類(※2)	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1)
再交付申請 (規則第6条)	○申請書(様式第5)	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・住民票の写し	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1)

(※1)

【旅券】

- ・籍又は名簿の登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されていること。
- ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)

【その他の身分を証する書類】

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・免許申請に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)

(※2)【申請の事由を証する書類】

- ・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の変更前の内容が記載されているもの。
- ・具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・変更の履歴が記載されている住民票が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。

(※3)名簿訂正と同時申請の場合、添付書類は共有可能